

提出物・提出期限

	提出書類（下田市）	提出書類（静岡県）	提出期限
計画提出	・交付申請書（市様式第1号） ・事業計画書（市様式第1号別紙） ・経費所要額調べ（市様式第2号） ・収支予算書（市様式第3号） ・従業員専用施設として使用することに係る誓約書（市様式第4号）※1 ・工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書※2 ・旅館業法に基づく許可証の写し ・建物の登記事項証明書の写し※3 ・市税の納税証明書（完納証明） ・施工業者からの見積書等 ・導入するシステムの概要がわかる資料※4	・交付申請書（県様式第1号） ・事業計画書（県様式第1号別紙） ・経費所要額調べ（県様式第2号） ・収支予算書（県様式第3号） ・従業員専用施設として使用することに係る誓約書（県様式第4号）※1 ・工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書※2 ・旅館業法に基づく許可証の写し ・建物の登記事項証明書の写し※3 ・県税の納税証明書（完納証明） ・施工業者からの見積書等 ・導入するシステムの概要がわかる資料※4	令和7年10月31日（金）
交付申請	・交付申請書（市様式第1号） ・事業計画書（市様式第1号別紙） ・経費所要額調べ（市様式第2号） ・収支予算書（市様式第3号） ・従業員専用施設として使用することに係る誓約書（市様式第4号）※1 ・工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書※2 ・旅館業法に基づく許可証の写し ・建物の登記事項証明書の写し※3 ・市税の納税証明書（完納証明） ・施工業者からの見積書等 ・導入するシステム等の概要がわかる資料※4	・交付申請書（県様式第1号） ・事業計画書（県様式第1号別紙） ・経費所要額調べ（県様式第2号） ・収支予算書（県様式第3号） ・従業員専用施設として使用することに係る誓約書（県様式第4号）※1 ・工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書※2 ・旅館業法に基づく許可証の写し ・建物の登記事項証明書の写し※3 ・県税の納税証明書（完納証明） ・施工業者からの見積書等 ・導入するシステムの概要がわかる資料※4	内示が到達した日から起算して30日を経過した日まで
実績報告	・実績報告書（市様式第6号） ・事業実績書（市様式第1号別紙） ・経費所要額精算書（市様式第2号） ・収支決算書（市様式第3号） ・工事仕様書、工事設計図、工事仕訳書※2 ・建物の登記事項証明書の写し（更新後の従業員宿舎施設）※3 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し※3 ・契約日、契約金額がわかる書類（契約書、発注書等）の写し ・事業完了日がわかる書類（納品書、工事完了報告書等）の写し ・支払日、支払金額がわかる書類（領収書等）の写し ・完成写真 ・前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	・実績報告書（県様式第6号） ・事業実績書（県様式第1号別紙） ・経費所要額精算書（県様式第2号） ・収支決算書（県様式第3号） ・工事仕様書、工事設計図、工事仕訳書※2 ・建物の登記事項証明書の写し（更新後の従業員宿舎施設）※3 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し※3 ・契約日、契約金額がわかる書類（契約書、発注書等）の写し ・事業完了日がわかる書類（納品書、工事完了報告書等）の写し ・支払日、支払金額がわかる書類（領収書等）の写し ・完成写真 ・その他知事が必要と認める書類	事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い日まで
支払	・請求書（市様式第7号） ・市補助に係る交付確定通知の写し	・請求書（県様式第7号） ・県補助に係る交付確定通知の写し	補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

※1 「業務効率化・生産性向上」の事業については不要

※2 工事・建築を伴わない事業については不要

※3 建築を伴わない事業については不要

※4 「業務効率化・生産性向上」の事業のみ